

空き家のリフォームや 若者世帯の定住を応援します



市では、住宅として利活用できる空き家をリフォームする際に交付する「富士市空き家リフォーム支援補助金交付制度」と、若者世帯の定住を促進する「富士市若者世帯定住支援奨励金交付制度」を実施しています。

富士市空き家リフォーム支援補助金交付制度

人口減少や既存建物の老朽化などにより増えている空き家を利活用することで、周辺環境の改善や移住定住につなげ、地域の活性化を図るための制度です。富士市空き家バンクに登録されている空き家を対象に、補助金を交付します。

対象／（次のいずれかを満たす人）

富士市空き家バンクに登録されている空き家の①賃貸人（貸す人）…空き家の所有者であること②借借人（借りる人）…空き家の所有者からリフォームの承諾を得ていること③売却者④購入者

※いずれも契約済み（賃貸借契約または売買契約）であることが条件。

対象地域／

- 市内全域。ただし災害危険区域など災害リスクの高い区域を除く（市街化調整区域の場合、立地基準などが適合する地域に限る）

対象工事／（次のいずれかの工事）

- 水道・ガス・電気設備の改修工事
- 台所・トイレ・風呂の改修工事
- 内装・外装・屋根の改修工事

※その他、増築工事等も対象となる場合があります。

加算額	基本額	内容	助成金額
市外からの転入	対象となる工費の2分の1		上限80万円
20万円			

申請期間／令和5年3月31日まで

申請方法／必要書類（いずれも市ウェブサイトでダウンロード可）を、直接住宅政策課（市役所7階）へ

※工事着工前に交付決定を受ける必要があります。

詳しくはこちら



問合せ／住宅政策課

☎55-2814 ☎57-2828

✉to-juutaku@div.city.fuji.shizuoka.jp

fuji.shizuoka.jp

富士市若者世帯定住支援奨励金交付制度 スミドキU・40プラス

昨年度まで実施していた制度を見直し、市外に転出している若者世帯のUターンの促進や世代間の助け合いにつながる多世代同居・近居などを支援するため、対象地域や奨励金額を変更しました。

対象／（次の全てを満たす人）

- 市外に1年以上継続して居住している世帯で、若者世帯の全員が転入者であること
- 夫婦いずれかが満40歳未満であること（親との同居・近居の場合、独り親世帯も可）
- 住宅を新築または購入（中古住宅を含む）する人で、10年以上定住すること
- 世帯員全員が市税などを滞納していないこと など

対象住宅／（次の全てを満たす場合）

- 玄関・居室・台所・トイレ・浴室などを備え、自ら居住する住居であること
- 取得した住宅の費用（建物のみ）が500万円以上であること
- 居住用部分の床面積が50平方メートルを超えていること
- 所有権を共有する場合は、夫婦の持ち分の合計が2分の1以上であること など

対象地域／

市内の住居系用途地域・商業系用途地域・工業系用途地域内の居住誘導区域（親の住宅を建て替えて同居または近居する場合は市内全域）。ただし、災害危険区域など災害リスク

の高い区域を除く

奨励金／

加算額	基本額	内容	助成金額
同居（同一棟または同一敷地内の離れに居住）・近居（住宅と同一小学校区または直線距離1キロメートル以内に住居）※条件あり。	住宅取得	東京圏（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）からの転入	50万円
市内業者による新築施工		小学生までの子どもがいる世帯（3人まで）	60万円
居住誘導区域内			10万円
			30万円

申請期間／令和3年3月31日まで

申請方法／住宅取得計画書と必要書類（いずれも市ウェブサイトでダウンロード可）を、直接住宅政策課（市役所7階）へ

※申請は、新築工事着工前または購入契約締結前に行う必要があります。

詳しくはこちら

